

介護保険指定事業者に対する処分について

介護保険法（以下「法」という。）に基づき介護保険指定事業者に監査を実施した結果、不正が認められたため、本日付けで、下記のとおり3件の行政処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

I 処分の概要等

1 訪問介護事業者の不正

(1) 事業者・事業所の概要

事業者名 (住所・代表者氏名)	株式会社エクス・ライフ (南区日佐五丁目12番5号 ・ 代表取締役 <small>ながお こうさく</small> 永尾 耕策)
対象事業所名(所在地)	ケアセンター つるのさと (南区日佐五丁目12番5号)
実施事業	訪問介護、介護予防型訪問サービス

(2) 事案の概要

令和2年5月から令和4年11月までの間、当該事業所による訪問介護を提供していないにも関わらず、提供した旨の虚偽の記録を作成して、給付費を請求し、受領した。虚偽の内容は、同法人運営の住宅型有料老人ホームの一部入居者（計15名）に対し、老人ホーム従業者による訪問介護計画に基づかない簡易な援助が行われたことをもって、当該事業所による訪問介護と装っていたもの。

また、平成30年6月から令和4年12月のうち計49か月間、当時の管理者が、同法人運営の他事業所において複数の職種を兼務し、常勤の人員基準に違反していた。

(3) 返還請求額

44,919,127円（不正受領額：37,308,861円、追加徴収金（※）：7,610,266円）

※不正受領額のうち2年分に係る額（19,025,666円）の40%

（法第22条第3項及び第200条第1項の規定による）

(4) 処分の内容

指定の取消し（処分決定日：令和5年8月10日、指定取消日：令和5年9月30日）

2 認知症対応型共同生活介護事業者の不正

(1) 事業者・事業所の概要

事業者名 (住所・代表者氏名)	社会福祉法人彩雲の詩 (西区今津6015番地 ・ 理事長 <small>いしばし せいしろう</small> 石橋 征四郎)
対象事業所名(所在地)	グループホーム 海の花 (西区今津6015番地)
実施事業	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(2) 事案の概要

令和4年6月の事業者指定申請において、人員基準を満たすよう偽装するため、介護従業者として当該事業所に勤務予定がなかった計11名の者を配置する旨の書類を作成して市に提出し、不正の

手段により令和4年7月1日付けの事業者指定を受けたもの。

なお、指定から約半月後に必要な人員を配置し、基準違反の状態は解消していた。

(3) 返還請求額

なし（指定から約半月後に必要な人員を配置し、基準違反の状態は解消していたため。）

(4) 処分の内容

指定の一部効力停止3か月（令和5年8月11日から令和5年11月10日まで）

※新規利用者の受入停止

3 居宅介護支援事業者の不正

(1) 事業者・事業所の概要

事業者名 (住所・代表者氏名)	有限会社中山メディカル・サービス (早良区梅林六丁目10番3号 ・ 代表取締役 <small>なかやま まさこ</small> 中山 政子)
対象事業所名(所在地)	ケアプラン おあしす ありた (早良区有田六丁目2番5号)
実施事業	居宅介護支援

(2) 事案の概要

居宅介護支援事業者は、利用者に対し少なくとも月に1回モニタリング（居宅サービス計画の実施状況の把握）を実施し、記録するよう運営基準で定めているが、平成30年1月から令和4年4月の間、当時の管理者兼介護支援専門員が、一部利用者に対するモニタリングの実施や実施記録の作成を怠っていたもの。

当時の管理者は、上記運営基準違反が給付費の減算に該当することを認識していながら、減算を行わず給付費を請求し、その他関連する加算についても、算定要件を満たさないことを認識していながら加算を請求し、受領したほか、福岡市の監査において、モニタリング実施に関する虚偽の記録を提出した。

(3) 返還請求額

25,704,936円（不正受領額：23,299,828円、追加徴収金（※）：2,405,108円）

※不正受領額のうち2年分に係る額（6,012,771円）の40%

（法第22条第3項及び第200条第1項の規定による）

(4) 処分の内容

指定の一部効力停止6か月（令和5年8月11日から令和6年2月10日まで）

※新規利用者の受入停止

II 利用者への対応

1の事業者は、利用者へのサービス継続を図るため、処分決定日（令和5年8月10日）から約1か月半後を指定取消日とし、当該期間中に別事業所への引継ぎを行うよう求める。2及び3の事業者については、処分決定日（令和5年8月10日）の翌日を効力発生日とし、当該効力発生日から起算して新規利用者の受け入れを認めない効力の一部停止（※）を行う。

※ 利用者の処遇確保及び混乱を避けるため、業務の全部停止ではなく一部停止とする。

【問い合わせ先】

福祉局 高齢社会部 事業者指導課
TEL 733-5348 立山、立石

1 「訪問介護」「介護予防型訪問サービス」とは

ホームヘルパーが居宅を訪問し、高齢者に対して、入浴、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行うサービス。

「訪問介護」と「介護予防型訪問サービス」の違いは、前者は要介護認定者、後者は要支援認定者を対象としていることなど。

2 「認知症対応型共同生活介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」とは

いわゆる「グループホーム」のこと。認知症の高齢者に対して、共同生活住居（5～9人）で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを行うサービス。

「認知症対応型共同生活介護」と「介護予防認知症対応型共同生活介護」の違いは、前者は要介護認定者、後者は要支援2認定者を対象としていることなど。

3 「居宅介護支援」とは

利用者や家族の意向に応じて、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、個々の介護事業所等との調整を行うサービス。